

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 施行状況調査

報告書

(平成30年度実績)

令和元年11月

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

目 次

<u>第一章</u>	フロン排出抑制法の施行状況(事業者編)	2
1.	登録事業者・認定事業者	2
<u>第二章</u>	フロン排出抑制法の施行状況(行政編)	5
1.	実施体制	5
2.	周知・啓発活動の実施状況	7
3.	立入検査等の実施状況	11
4.	他法令との連携状況	21
5.	条例等の制定状況、融資・助成制度の整備状況	24
6.	フロン類回収等推進協議会	28

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」又は「法」という。)の都道府県における施行状況を把握するため、令和元年5~6月に調査を実施し、その結果について以下のように整理を行った。

第一章 フロン排出抑制法の施行状況(事業者編)

1. 登録事業者 · 認定事業者

(1) 第一種フロン類充塡回収業者の登録状況 (表 1) (図 1)

平成31年4月1日時点で、第一種フロン類充塡回収業者の登録数は全国で45,409件であり、 平成30年4月1日時点の登録数 (43,659件) と比較して約4.0% (1,750件) の増加となった。 なお、全国の充塡回収業者による充塡回収量の集計結果は、別途とりまとめの上、国が 公表**している。

※令和元年12月環境省報道発表予定「平成30年度のフロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機 器からのフロン類充塡量及び回収量等の集計結果について」

(2) 省令49条認定事業者の認定状況 (表 2) (図 2)

平成31年4月1日時点における省令49条認定事業者数は全国で85件であり、そのうち民間企業が71件、公益法人等が14件である。

表 1 フロン排出抑制法に基づく第一種フロン類充塡回収業者登録状況(単位:件)

	A PLEHIAMIN			出抑制法に基づく登録状況				
都道府県	H30/4/1現在の第一 種フロン類充塡回収業 者登録事業者数	H30年度に廃業した第 一種フロン類充塡回収 業者登録事業者数	H30年度に失効した第 一種フロン類充填回収 業者登録事業者数	H30年度に取消処分を 受けた第一種フロン類 充填回収業者登録事 業者数	H30年度に新規に登録 した第一種フロン類充 塡回収業者登録事業 者数	H31/4/1現在の第一 種フロン類充填回収業 者登録事業者数		
北海道	653	9	31	0	54	667		
青森県	341	4	9	0	32	360		
岩手県	406	4	23	0	50	429		
宮城県	701	7	7	0	43	730		
秋田県	358	4	2	0	23	375		
山形県	457	5	4	0	35	483		
福島県	730	11	11	0	52	760		
茨城県	1,608	26	32	0	137	1,687		
栃木県	1,163	16	31	0	107	1,223		
群馬県	1,125	17	10	0	105	1,203		
埼玉県	2,634	40	40	0	208	2,762		
千葉県	2,329	37	33	0	166	2,425		
東京都	3,979	49	276	0	213	3,867		
神奈川県	2,674	34	57	0	181	2,764		
新潟県	683	11	12	0	44	704		
富山県	358	4	1	0	21	374		
石川県	416	6	2	0	24	432		
福井県	408	7	1	0	35	435		
山梨県	620	15	4	0	56	657		
長野県	721	8	18	0	55	750		
岐阜県	891	14	13	0	64	928		
静岡県	1,365	18	23	0	116	1,440		
愛知県	1,741	30	43	0	138	1,806		
三重県	943	15	23	0	85	990		
滋賀県	985	13	18	0	79	1,033		
京都府	1,282	14	27	0	90	1,331		
大阪府	2,158	16	57	0	136	2,221		
兵庫県	1,674	22	61	0	169	1,760		
奈良県	886	11	20	0	59	914		
和歌山県	669	6	13	0	57	707		
鳥取県	315	1	5	0	25	334		
島根県	319	1	2	0	27	343		
岡山県	696	6	13	0	55	732		
広島県	703	5	17	0	76	757		
山口県	581	6	6	0	49	618		
徳島県	340	3	6	0	35	366		
香川県	446	9	9	0	37	465		
愛媛県	457	8	7	0	40	482		
高知県	289	5	7	0	33	310		
福岡県	1,161	19	32	0	95	1,205		
佐賀県	510	9	6	0	33	528		
長崎県	503	8	3	0	38	530		
熊本県	565	10	11	0	62	606		
大分県	522	1	7	0	33	547		
宮崎県	461	5	6	0	39	489		
鹿児島県	499	3	25	0	54	525		
沖縄県	334	4	16	0	2 406	355		
計	43,659	576	1,080	0	3,406	45,409		

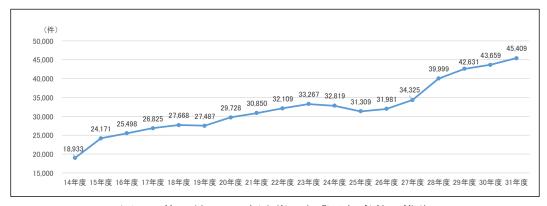


図 1 第一種フロン類充塡回収業登録者数の推移

表 2 省令49条認定事業者数 (平成31年4月1日時点) (単位:事業者)

都道府県	省令49条認定事業者数 (民間企業)	省令49条認定事業者数 (公益法人等)
北海道	1	0
青森県	0	0
岩手県	6	0
宮城県	3	1
秋田県	0	0
山形県	0	0
福島県	0	1
茨城県	0	0
栃木県	0	1
群馬県	0	1
埼玉県	4	0
千葉県	0	1
東京都	6	0
神奈川県	0	0
新潟県	0	1
富山県	0	0
石川県	0	0
福井県	0	0
山梨県	0	1
長野県	0	1
岐阜県	1	0
静岡県	0	1
愛知県	17	0
三重県	0	0
滋賀県	0	0
京都府	0	0
大阪府	8	0
兵庫県	0	0
奈良県	0	0
和歌山県	0	0
鳥取県	0	0
島根県	0	1
岡山県	0	2
広島県	4	0
山口県	0	1
徳島県	0	0
香川県	3	1
愛媛県	3	0
高知県	1	0
福岡県	6	0
佐賀県	2	0
長崎県	2	0
熊本県	1	0
大分県	0	0
宮崎県	0	0
鹿児島県	1	0
沖縄県	2	0
計	71	14



図 2 省令49条認定事業者数の推移

第二章 フロン排出抑制法の施行状況(行政編)

1. 実施体制

(1) フロン類等対策の所管部局

i. フロン排出抑制法を担当する職員数 (表 3)

ほとんどの自治体で、本庁舎における担当者数は1~2人であり、かつ兼任である。また、多くの自治体で出先機関に事務を委託しており、出先機関においても他法令等との兼任がほとんどである。

表 3 フロン排出抑制法を担当する職員数(単位:人)

スピット が日が時間に上しての機会ので、「臣・)な									
	担当者数	(うち兼任)	(うち専任)						
①本庁	111	104	7						
②出先機関	462	461	1						
計	573	565	8						

ii. 出先機関の数と主な役割 (表 4)

多くの自治体の出先機関において、充塡回収業者の登録受付(30自治体)、充塡回収量報告窓口(28自治体)、報告徴収(30自治体)、立入検査(36自治体)、助言・指導(35自治体)、勧告・命令(23自治体)を行っている。

表 4 出先機関の数と主な役割(単位:出先機関の数以外は自治体数)

			,, ,,, _	_ 0. 5444	·	7 - D74 D 4 7.	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	111 27 47	
					出先機	関の役割			
	委任している 自治体	出先機関の数	充填回収業者 登録受付	充填回収量 報告窓口	報告徵収	立入検査	助言·指導	勧告·命令	フロン排出抑制法に 係る事務委任なし
全国計	36	226	30	28	30	36	35	23	11

(2) フロン排出抑制法に基づく充塡回収量の公表状況について(表 5)

約半数の自治体が環境白書、都道府県報等への掲載により公表を行っている(26自治体)。Webでの公開は3自治体と少なく、独自で報道発表を行っている自治体はない。その他、普及・啓発のための講習会での公表やフロン類排出抑制推進協議会の会報での周知を図っている例がある。一方で、特に公表等を行っていない自治体は19自治体である。

表 5 充塡回収量報告の公表状況

		衣うル	興凹収里 前	X П V Д	2000	
都道府県	都道府県独自 での報道発表	環境白書、都道府県 報等への掲載	Webでの公開	その他	「その他」の 自由記述欄	特になし
北海道		0				
青森県						0
岩手県		0				
宮城県		0				
秋田県		0				
山形県						0
福島県						0
茨城県		0				
栃木県		0				
群馬県		0				
埼玉県		0				
千葉県		0				
東京都		-		0	フロン対策普及・啓発のための講 習会にて公表。	
神奈川県		0				
新潟県		0	0			
富山県						0
石川県		0				
福井県		0				
山梨県		0				
長野県		0				
岐阜県						0
静岡県		0	0			
愛知県		0		0	愛知県フロン類排出抑制推進協 議会会報への掲載。	
三重県						0
滋賀県						0
京都府						0
大阪府						0
兵庫県		0				
奈良県						0
和歌山県		0				
鳥取県						0
島根県						0
岡山県		0				
広島県				0	充填回収業者の立入の参考としている。	
山口県		0				
徳島県		-				0
香川県		0	-			
愛媛県		0	0			
高知県						0
福岡県		-				0
佐賀県		0				
長崎県						0
熊本県						0
大分県						0
宮崎県		0				
鹿児島県		-				0
沖縄県		0				40
計	0	26	3	3		19

2. 周知・啓発活動の実施状況

(1) 普及啓発・情報提供の実施状況(表 6~表 9)

普及啓発・情報提供の実施状況について、各関係事業者別でみると、充塡回収業者向けは42自治体、建設業者(解体業者)向けは42自治体、冷凍空調機器の管理者向けは44自治体で活動が行われている。具体的には、パンフレット等の配布、会議や説明会での周知、ホームページへの掲載が行われていることが多い。また、テレビやラジオ放送での広報活動が行われている自治体もあった。

表 6 フロン排出抑制法について、各関係事業者に対する周知のため実施又は予定している 普及啓発・情報提供の実施状況(単位:自治体数)

	充塡回収業者向け	建設業者(解体業者として)向け	冷凍空調機器の管理者向け
全国計	42	42	44

表 7 フロン排出抑制法について、各関係事業者に対する周知のため実施又は予定をしている 普及啓発・情報提供の内容 その1

****** :	自久石元 旧书()()	N-5-144 C-5-1
都道府県	対象	普及啓発・情報提供の内容
北海洋	<u> 充塡回収業者向け</u>	・管理者への法令の周知やリーフレット、簡易点検表の配付を依頼。
北海道	建設業者(解体業者として)向け 冷凍空調機器の管理者向け	・建設リサイクル法合同パトロールにおけるチラシ等の配布。
	冷凍空調機器の官理者向け	・事業組合を通じてのリーフレット、簡易点検表の配付。 - 本本体の物はないのである。 ************************************
	充塡回収業者向け	・廃棄物処理法説明会における周知(産業廃棄物の排出事業者向けに行う説明会において、フロン排出抑制法の概要を周知)。
青森県	建設業者(解体業者として)向け	・廃棄物処理法説明会における周知(産業廃棄物の排出事業者向けに行う説明会において、フロン排出抑制法の概要を周知)。
	冷凍空調機器の管理者向け	・廃棄物処理法説明会における周知(産業廃棄物の排出事業者向けに行う説明会において、フロン排出抑制法の概要を周知)。
	充塡回収業者向け	*************************************
岩手県	建設業者(解体業者として)向け	・パンフレットの配布。
1 J /K	冷凍空調機器の管理者向け	・パンフレットの配布。
	充塡回収業者向け	・充填回収量報告の年次報告のお知らせと同時にフロン排出抑制法の再度確認のお願い。
宮城県	建設業者(解体業者として)向け	・建設リサイクル法パトロールの合同実施時における周知。
	冷凍空調機器の管理者向け	・他法令の立入検査との合同実施、説明会の開催。
	充塡回収業者向け	・パンフレットの配布。
秋田県	建設業者(解体業者として)向け	・パンフレットの配布。
	冷凍空調機器の管理者向け	・パンフレットの配布。
	充塡回収業者向け	・立入検査時にパンフレット等を配布。
	建設業者(解体業者として)向け	・建設リサイクル法合同パトロール時にパンフレット等を配布。
	建成朱书(屏怀朱书2007) 17	・関係業界団体の会合での説明を実施。
山形県		・他法令の立入検査時にリーフレット、点検表、記録簿を配布。
	冷凍空調機器の管理者向け	・医療監視に同行のうえ、確認、周知を実施。
		・医療・福祉関係部局に対し、特定製品を使用している可能性のある施設の情報提供を依頼。
		・facebookでの周知。
标白旧	充塡回収業者向け	・パンフレットの配布、テレビ・ラジオ広報、HP掲載。
福島県	建設業者(解体業者として)向け	・建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールへの同行。
	冷凍空調機器の管理者向け	・テレビ・ラジオによるスポット放送、県政ラジオ番組による広報、リーフレット・パンフレットの配布、HP掲載。
茨城県	充塡回収業者向け 建設業者(紹体業者 は て) 向は	★新聞寄稿による周知。★他法令説明会においてチラシを配布、新聞寄稿による周知。
火帆乐	建設業者(解体業者として)向け	
	<u>冷凍空調機器の管理者向け</u> 充塡回収業者向け	・他法令説明会においてチラシを配布、新聞寄稿による周知。
栃木県	建設業者(解体業者として)向け	・立入検査時、パンフレットを配付。 ・立入検査時、パンフレットを配付。
ルハス	冷凍空調機器の管理者向け	・立入検査時、パンフレットを配付。
	充塡回収業者向け	・フロン充填回収技術講習会及びフロン回収技術講習会の開催、改正法の説明会。
詳馬県	建設業者(解体業者として)向け	・特定解体元請業者へのアンケート調査の実施、改正法の説明会。
H 1 W/3 Z 1	冷凍空調機器の管理者向け	・改正法の説明会。
	充塡回収業者向け	・フロン回収・処理推進協議会と連携し、技術研修会を開催。
奇玉県	建設業者(解体業者として)向け	・産業廃棄物適正処理講習会、石綿法令説明会での周知(チラシの配布)。
	冷凍空調機器の管理者向け	・フロン排出抑制法に関する講習会の実施。
	充塡回収業者向け	・県ホームページによる周知を実施している。
千葉県	建設業者(解体業者として)向け	・県ホームページによる周知を実施している。
	冷凍空調機器の管理者向け	・県ホームページによる周知を実施している。
	充塡回収業者向け	・フロン排出抑制法に関する講習会。
東京都	建設業者(解体業者として)向け	・解体工事現場への巡回指導、普及啓発。
	冷凍空調機器の管理者向け	・商工団体を通じ小規模事業者への周知。
	充塡回収業者向け	・登録(更新)申請受付時及び立入検査時にチラシ等を配付。
伸奈川県	建設業者(解体業者として)向け	・建リ法合同パトロール時にチラシ等を配付。
	冷凍空調機器の管理者向け	・関係団体に対し、会員にチラシ配布を依頼。団体が主催する講習会でフロン排出抑制法に関する説明を実施。
	充塡回収業者向け	・啓発用パンフレットの配布、立入検査時の情報提供、業界団体の機関誌における記事掲載。
新潟県	建設業者(解体業者として)向け	・建設リサイクル法パトロール時の情報提供、県ホームページ掲載。
	冷凍空調機器の管理者向け	・立入検査時の情報提供、県ホームページ掲載。
	充塡回収業者向け	・ホームページにおける周知。
⇒.1.1B	25 = 0 445 + 27 / 27 / 1 445 + 27 127 + -2	・立入検査時にパンフレットを配布。
富山県	建設業者(解体業者として)向け	・建リ法担当部局と連携し、全国一斉パトロールの際にチラシを配布。
	冷凍空調機器の管理者向け	・ホームページにおける周知。
	大塩回収業者中は	・立入検査時にパンフレットを配布。
5川県	充塡回収業者向け 建設業者(解体業者として)向け	・しおりを作成し配布、ホームページで周知、パンフレット等配布、立入等において関係事業者に対し周知。 ・ホームページで周知、立入等において関係事業者に対し周知、関係団体を通じてリーフレット等を配布し周知を実施。
ᆡᅏ	冷凍空調機器の管理者向け	・ホームペーンで周知、並入寺において関係事業者に対し周知、関係団体を通じてリーンレッド寺を配刊し周知を実施。 ・ホームページで周知、環境関連イベント時に周知、ラジオで周知、立入等において関係事業者に対し周知。
	充塡回収業者向け	・パンフレット、リーフレットの配布。
冨井県	建設業者(解体業者として)向け	・パンフレット、リーフレットの配布。
	産政業者(解体業者として)同け 冷凍空調機器の管理者向け	無 無
	充塡回収業者向け	
山梨県	建設業者(解体業者として)向け	・県内解体届出窓口あてR2法改正の周知依頼を予定。
	冷凍空調機器の管理者向け	・県内商工団体向けにR2法改正の情報提供を予定。
	充塡回収業者向け	・パンフレットの配布を実施、フロン排出抑制法に係る説明会を開催予定。
長野県	建設業者(解体業者として)向け	・建り法に係る一斉パトロール時にチラシを配布、フロン排出抑制法に係る説明会を開催予定。
	冷凍空調機器の管理者向け	・フロン排出抑制法に係る説明会を開催予定。
	充塡回収業者向け	・充填回収業者を対象とした立入検査において法の遵守について呼びかけた。
岐阜県	建設業者(解体業者として)向け	・全国一斉パトロールにおいて、立入の際に解体業者へチラシを配布する等、法の遵守について呼びかけた。
	冷凍空調機器の管理者向け	・管理者を対象とした立入検査においてチラシの配布、ホームページによる法の周知等、法の遵守について呼びかけた。

表 8 フロン排出抑制法について、各関係事業者に対する周知のため実施又は予定をしている 普及啓発・情報提供の内容 その2

·岡県	対象 充塡回収業者向け 建設業者(解体業者として)向け	普及啓発・情報提供の内容 ・新規・更新・変更登録を行った充填回収業者及び立入検査その充填回収業者に対し、顧客に対する法の周知を依頼。 ・(一社)静岡県フロン回収事業協会が主催するフロン回収技術講習会にて、顧客に対する法の周知を依頼。 ・県内充填回収業者を対象に専門家を派遣し、顧客に対する法の周知を依頼予定。 ・建設リサイクル法パトロール時にチラシを配布。 ・解体業計可・登録等通知時にチラシを配布。 ・建り法届出情報を活用し、特定解体元請業者を対象としたアンケート調査を実施。 ・県内解体業関係団体にフロン排出抑制連絡会議に参加頂き、アンケート結果等を活用した普及啓発を実施。
·岡県		・(一社)静岡県フロン回収事業協会が主催するフロン回収技術講習会にて、顧客に対する法の周知を依頼。 ・県内充填回収業者を対象に専門家を派遣し、顧客に対する法の周知を依頼予定。 ・建設リサインに述いトロール時にチラシを配布。 ・解体業許可・登録等通知時にチラシを配布。 ・建リ法届出情報を活用し、特定解体元請業者を対象としたアンケート調査を実施。 ・県内解体業関係団体にフロン排出抑制連絡会議に参加頂き、アンケート結果等を活用した普及啓発を実施。
·岡県 -	建設業者(解体業者として)向け	・建設リサイクル法パトロール時にチラシを配布。 ・解体業許可・登録等通知時にチラシを配布。 ・建リ法届出情報を活用し、特定解体元請業者を対象としたアンケート調査を実施。 ・県内解体業関係団体にフロン排出抑制連絡会議に参加頂き、アンケート結果等を活用した普及啓発を実施。
·岡県 -	建設業者(解体業者として)向け	・解体業許可・登録等通知時にチラシを配布。 ・建り法届出情報を活用し、特定解体元請業者を対象としたアンケート調査を実施。 ・県内解体業関係団体にフロン排出抑制連絡会議に参加頂き、アンケート結果等を活用した普及啓発を実施。
岡県	建設業者(解体業者として)向け	・建り法届出情報を活用し、特定解体元請業者を対象としたアンケート調査を実施。 ・県内解体業関係団体にフロン排出抑制連絡会議に参加頂き、アンケート結果等を活用した普及啓発を実施。
岡県	建設本省(評件本省として)同 け	・県内解体業関係団体にフロン排出抑制連絡会議に参加頂き、アンケート結果等を活用した普及啓発を実施。
-		
)		
,		・認知度が低いおそれのある飲食業界等の団体が主催する講習会等において概要説明を実施予定。
,		- 「県民だより」等県広報媒体を活用し、県民に広く周知。
	冷凍空調機器の管理者向け	・立入検査により、実施状況の確認とともに関連業種への波及を見込んだ周知を実施。
		・他団体の講習会の際、5分程度説明する。
		・工業団地等の管理者を対象に専門家を派遣し講習会を開催する予定。
:	充塡回収業者向け	・フロン類排出抑制対策に関する講習会(業者向け)の実施。
_	20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	・チラシ等の配布。
Arn III	建設業者(解体業者として)向け	・フロン類排出抑制対策に関する講習会(業者向け)の実施。
知県 *		・チラシ等の配布。
L.	本本空間機関の無理を向け	・フロン類排出抑制対策に関する講習会(管理者向け)の実施。
,	冷凍空調機器の管理者向け	・チラシ等の配布。
		・オゾン層保護推進月間における重点立入の実施。 ・ホームページによる情報提供。
	元項回収未有回り 建設業者(解体業者として)向け	・ホームページによる情報提供。 ・ホームページによる情報提供。
	<u> </u>	・ホームペーンによる情報提供。
	元集三時後報の自建省時代 充塡回収業者向け	無
	建設業者(解体業者として)向け	<u>#</u>
	冷凍空調機器の管理者向け	・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・
·		・「十分な知見を有する者」の該当状況を把握するためアンケートを実施。
=	充塡回収業者向け	・立入検査時にパンフレットを配布予定。
		・ホームページでの広報。
都府	建設業者(解体業者として)向け	・建築リサイクル法合同立入時にパンフレットを配布。
,	- 本本の理様 明の年刊表立は	・立入検査時にパンフレットを配布。
i	冷凍空調機器の管理者向け	・ホームページでの広報。
	充塡回収業者向け	・関係団体と連携し、文書により周知。
阪府 5	建設業者(解体業者として)向け	・関係団体と連携し、文書により周知。
	冷凍空調機器の管理者向け	・大阪府が作成した「かんたん管理ガイドブック」(パンフレット)の配布 (事業者団体等への送付、説明会での配布)。
· ·	7月朱王阿汉丽07日至日月17	・市町村を対象とした説明会。
	充塡回収業者向け	・来所時や立入検査時にリーフレットを配布し説明。
	70-XII KX II 1.1.7	・事務所にてポスターを掲示。
7	建設業者(解体業者として)向け	・来所時や立入検査時にリーフレットを配布し説明。
庫県		・パトロール等による周知。
	〜 本内団 四 の ケロ ・ ウ ム	・来所時や立入検査時にリーフレットを配布し説明。
/	冷凍空調機器の管理者向け	・電話による相談時にフロンに関するホームページを案内。
-	充塡回収業者向け	・事務所にてポスターを掲示。 ・県HP(エコなら)にて普及啓発の情報周知。
-	九块四以未有问()	・建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール実施時に、フロン排出抑制法の遵守状況の確認及び理解促進を目的とし
良県	建設業者(解体業者として)向け	「建設サッイアル法に関する主国一月パロール美胞時に、プログ弥山神制法の遵守状況の確認及の理解促進を目的とに
	冷凍空調機器の管理者向け	・フロン排出抑制法改正時及び算定漏えい量報告の照会時に、管理者に向け周知。
		・ホームページを活用し普及啓発、情報提供を実施。
3	充塡回収業者向け	・立入検査時にパンフレットを活用し啓発を実施。
		・建設業者を対象とした廃棄物に関する講習会で事前調査等について説明を行う。
歌山県	建設業者(解体業者として)向け	・解体工事現場への実地調査時にチラシを活用し、普及啓発、情報提供を実施。
		・ホームページを活用し普及啓発、情報提供を実施。
	- 本本の理様明の作用を与り	・ホームページ、県広報誌、メールマガジン、ラジオ等を活用し普及啓発、情報提供を実施。
i	冷凍空調機器の管理者向け	・企業向けの県施策説明会等において普及啓発、情報提供を実施。
7	充塡回収業者向け	無
	建設業者(解体業者として)向け	無
	冷凍空調機器の管理者向け	・他法令での立入検査の際にチラシを配布して周知する。
	充塡回収業者向け	・パンフレット等の配布。
	建設業者(解体業者として)向け	・パンフレット等の配布。
根県	シェカ=田米四の年田土亡!	・パンフレット等の配布。
根県	冷凍空調機器の管理者向け	
根県 2 3	充塡回収業者向け	・立入検査時における法令周知。
根県 3 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	充塡回収業者向け 建設業者(解体業者として)向け	・建リ法合同パトロール時における法令周知。
根県 3 次 山県 3	充塡回収業者向け	・連り法合同パトロール時における法令周知。 ・立入検査時における法令周知、ラジオによる法令周知。
·根県 · · · · · · · · · · · · ·	充塡回収業者向け 建設業者(解体業者として)向け	 ・連リ法合同パトロール時における法令周知。 ・立入検査時における法令周知、ラジオによる法令周知。 ・立入検査時にパンフレット・チラシ(証明書等の記載事項等の情報のみを抽出した内容)等の配布、口頭説明。
表根県 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	充填回収業者向け 建設業者(解体業者として)向け 冷凍空調機器の管理者向け 充填回収業者向け	・建リ法合同パトロール時における法令周知。 ・立入検査時における法令周知、ラジオによる法令周知。 ・立入検査時にパシフレット・テラシ(証明書等の記載事項等の情報のみを抽出した内容)等の配布、口頭説明。 ・登録更新時に来庁した際に、充填回収業者向けのパンフレットを配布する。
表根県 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	充塡回収業者向け 建設業者(解体業者として)向け 冷凍空調機器の管理者向け	・建り法合同パトロール時における法令周知。 ・立入検査時における法令周知、ラジオによる法令周知。 ・立入検査時にパンフレット・チラシ(証明書等の記載事項等の情報のみを抽出した内容)等の配布、口頭説明。 ・登録更新時に来庁した際に、充填回収業者向けのパンフレットを配布する。 ・解体現場立入時の説明、解体業者向けのパンフレットを配布。
根県 次 山県 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	充填回収業者向け 建設業者(解体業者として)向け 冷凍空調機器の管理者向け 充填回収業者向け	・建リ法合同パトロール時における法令周知。 ・立入検査時における法令周知、ラジオによる法令周知。 ・立入検査時にパンフレット・チラシ(証明書等の記事事項等の情報のみを抽出した内容)等の配布、口頭説明。 ・登録更新時に来庁した際に、充填回収業者向けのパンフレットを配布する。 ・解体現場立入時の説明、解体業者向けのパンフレットを配布。 ・立入時にチラシ等の配布、口頭説明。
根明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明	充填回収業者向け 建設業者(解体業者として)向け 冷凍空調機器の管理者向け 充填回収業者向け 建設業者(解体業者として)向け 冷凍空調機器の管理者向け	・建リ法合同パトロール時における法令周知。 ・立入検査時における法令周知、ラジオによる法令周知。 ・立入検査時における法令周知、ラジオによる法令周知。 ・立入検査時にパンフレット・チラシ(証明書等の記載事項等の情報のみを抽出した内容)等の配布、口頭説明。 ・登録更新時に来庁した際に、充填回収業者向けのパンフレットを配布する。 ・資格現場立入時の説明、解体業者向けのパンフレットを配布。 ・立入時にチラシ等の配布、口頭説明。 ・保健所が開催する食品衛生講習会における飲食店関係者への周知。
根県	充填回収業者向け 建設業者(解体業者として)向け 冷凍空調機器の管理者向け 充填回収業者向け 建設業者(解体業者として)向け	・建リ法合同パトロール時における法令周知。 ・立入検査時における法令周知、ラジオによる法令周知。 ・立入検査時にパンフレット・チラシ(証明書等の話事項等の情報のみを抽出した内容)等の配布、ロ頭説明。 ・登録更新時に来庁した際に、充填回収業者向けのパンフレットを配布する。 ・解体現場立入時の説明、解体業者向けのパンフレットを配布。 ・立入時にチラシ等の配布、口頭説明。

表 9 フロン排出抑制法について、各関係事業者に対する周知のため実施又は予定をしている 普及啓発・情報提供の内容 その3

±0.3% ± 10		
都道府県	対象	普及啓発・情報提供の内容
	充塡回収業者向け	・ 県ホームページ上で法の概要、充填回収業者及び管理者の責務について周知。
(+ + .=		・充填回収業者及び管理者を対象とした説明会を開催。
徳島県	建設業者(解体業者として)向け	・環境省ペンフレット等を建設部局等に送付・周知。
	冷凍空調機器の管理者向け	・県ホームページ上で法の概要、充填回収業者及び管理者の責務について周知。
		・充填回収業者及び管理者を対象とした説明会を開催。
	充塡回収業者向け	・改正法詳細の公表後に説明会を実施予定。
香川県	建設業者(解体業者として)向け	・改正法詳細の公表後に説明会を実施予定、土木部局と協力して法令周知等。
	冷凍空調機器の管理者向け	・改正法詳細の公表後に説明会を実施予定。
	充塡回収業者向け	・定期的な立入調査時における普及啓発や県ホームページでのパンフレット等の掲載などによる普及啓発・情報提供を実施。
愛媛県	建設業者(解体業者として)向け	・建リ法に関する一斉パトロール時(5月、10月)の普及啓発や県ホームページでのパンフレット等の掲載などによる普及啓発・情報提供を実施。
	冷凍空調機器の管理者向け	・建リ法に関する一斉パトロール時(5月、10月)の普及啓発や県ホームページでのパンフレット等の掲載などによる普及啓発・情報提供を実施。
	充塡回収業者向け	無
高知県	建設業者(解体業者として)向け	・解体業者向けの講習会でチラシを配布。
	冷凍空調機器の管理者向け	無
	充塡回収業者向け	•登録通知時。
- 100 10	建設業者(解体業者として)向け	・排出事業者講習会での周知。
福岡県	冷凍空調機器の管理者向け	・フロン排出抑制法に関する管理者向け研修会の開催、他法令説明会における周知、パンフレット・グッズの配付、マスコミ PR。
	充塡回収業者向け	・チラシ・パンフレットの配布。
佐賀県	建設業者(解体業者として)向け	・チラシの配布。
	冷凍空調機器の管理者向け	・チラシ・パンフレットの配布、研修等。
	充塡回収業者向け	<u>=</u>
長崎県	建設業者(解体業者として)向け	#
	冷凍空調機器の管理者向け	#
	充塡回収業者向け	・パンフレットの送付。
能本県	建設業者(解体業者として)向け	<u>=</u>
	冷凍空調機器の管理者向け	・パンフレットの送付。
	11-1-12-13-17-17-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-	・ホームページの公開。
	充塡回収業者向け	・国作成のチラシ、パンフレットを配布。
	20 XII II	・立入検査時に法制度について説明、周知。
		・国作成のチラシ、パンフレットを大分県関係部署を通じて配布。
大分県	建設業者(解体業者として)向け	・立入検査時に法制度について説明、周知。
		・ホームページの公開。
	冷凍空調機器の管理者向け	・国作成のチラシ、パンフレットを配布。
	7777年四月及111年7日11月7	・立入検査時に法制度について説明、周知。
	充塡回収業者向け	・窓口でのチラン配布、手引きでの説明。
宮崎県	建設業者(解体業者として)向け	・ウェブサイトの作成。
	冷凍空調機器の管理者向け	・他法令の事業者向け講習会や説明会において口頭による説明、チラシ等の配布。
		・新規、更新および変更時に、登録通知文書とともに、フロン排出抑制法に係る文書を添付。
	充塡回収業者向け	・ホームページでの普及啓発・情報提供。
鹿児島県	建設業者(解体業者として)向け	・ホームページでの普及啓発・情報提供。
		・ 医療関係者が参加する講習会においてパンフレットを配布。
	冷凍空調機器の管理者向け	・ホームページでの普及啓発・情報提供。
	充塡回収業者向け	・ホームページにおいて、充填回収量等報告に関するQ&Aや、業に係る各種届出の手引きを作成し公開している。
沖縄県	建設業者(解体業者として)向け	無
77 11-671	冷凍空調機器の管理者向け	・ホームページにおいて、管理者の義務等を掲載している。
		1. 一 /1:00 日本日の我切すで同株して、0.0

(2) 市町村、フロン類回収推進協議会、地域活動等との連携・活動強化

18自治体で市町村、各都道府県フロン回収推進協議会、地球温暖化防止活動推進センター、町内会等の各種地域活動との連携・活動強化が行われている。具体的には、パンフレット等の配布、シンポジウム、技術講習会等の開催、立入検査等が行われている。

3. 立入検査等の実施状況

(1) 立入検査の実施状況 (表 10~表 16) (図 3、図 4)

平成30年度において、立入検査は全国で2,692件であり、対象の内訳は、第一種特定製品管理者が1,470件、第一種フロン類充塡回収業者が1,200件、その他が22件となっている。立入検査実施状況の年度での推移をみると、平成26年度以降は増加傾向にある。

また、第一種特定製品管理者及び第一種フロン類充塡回収業者に対する法に基づく指導・助言は、都道府県による指導・監督の強化により近年増加し、平成30年度にはそれぞれ216件、215件となっている。

衣 IV 立入恢重の 夫施(人) (中位・ 円)									
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
立入検査対象全体	1,620	1,271	1,079	1,911	2,718	2,379	2,692		
第一種特定製品管理者(※1)	-	-	ı	787	1,299	1,088	1,470		
第一種フロン類充塡回収業者(※2)	1,594	1,264	1,067	1,113	1,381	1,249	1,200		
その他(※3)	26	7	12	11	38	42	22		

表 10 立入検査の実施状況(単位:件)

- ※1 フロン排出抑制法が平成27年4月から施行され、第一種特定製品管理者が立入検査等の対象となった。
- ※2 平成24年度、平成29年度は第一種フロン類充填回収業者の登録の更新(5年に1度)が多い年に該当。
- ※3 第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者。

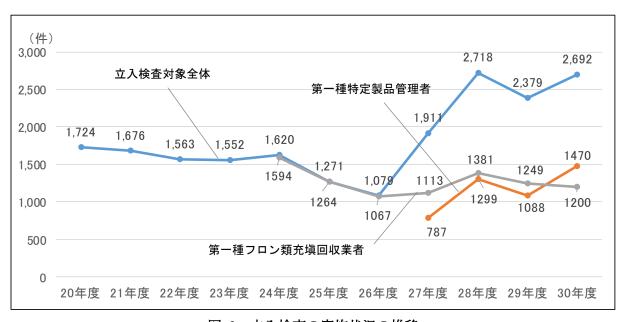


図 3 立入検査の実施状況の推移

表 11 平成30年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況(単位:件)

————————————————————————————————————	<u> </u>	A 101 11111	- 1 1 Calada		7 6 次五 7	マンフてが四小り		
	立入検査	指導• 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し等	任意の 実施主体が 自治体	実地調査 実施主体が 協議会等
第一種特定製品管理者	1,470	216	0	0	0	0	267	2
第一種特定製品整備者	4	1	0	0	0	0	0	0
第一種特定製品廃棄等実施者	14	3	0	0	0	0	0	0
特定解体工事元請業者(事務所)		0					0	0
特定解体工事元請業者(解体現場)		0					257	0
第一種フロン類引渡受託者	4		0	0	0		6	0
第一種フロン類充塡回収業者	1,200	215	0	0	3	0	13	0
合計	2,692	435	0	0	3	0	543	2

- 注1 建設リサイクル法合同パトロール時を除く。
- 注2 網掛け部分は調査対象外。

表 12 フロン排出抑制法に基づく指導・助言(単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法に基づく指導・助言(合計)	115	121	113	203	156	275	435
第一種特定製品管理者(※1)	113	119	110	110	111	206	216
第一種フロン類充塡回収業者(※2)	0	0	0	79	36	64	215
その他(※3)	2	2	3	14	9	5	4

- ※1 フロン排出抑制法が平成27年4月から施行され、第一種特定製品管理者が指導・助言等の対象となった。
- ※2 平成24年度、平成29年度は第一種フロン類充塡回収業者の登録の更新(5年に1度)が多い年に該当。
- ※3 第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者及び第一種フロン類引渡 受託者。

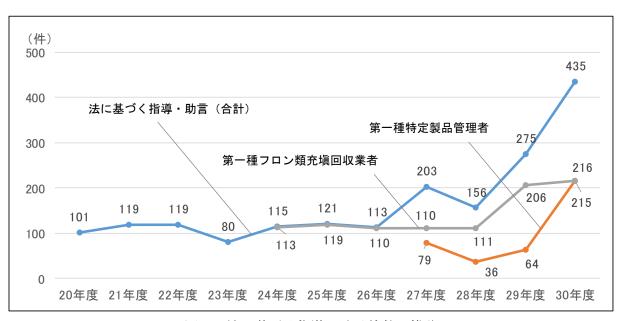


図 4 法に基づく指導・助言件数の推移

表 13 平成30年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況(単位:件) その1

	₹ <i>0</i> 1																
		第一種特定製品管理者第一種特定製品整備者															
								任意の乳	地調査							任意の乳	
	都道府県							12.2								12.2	
		立入 検査	指導• 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し等	実施主体 が自治体	実施主体 が協議会 等	立入 検査	指導• 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し等	実施主体 が自治体	実施主体 が協議会 等
1	北海道	9	0	0	0	0	0	36	₹ 0	0	0	0	0	0	0	0	ज
2	青森県	17	3	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
3	岩手県	64	17	0	0	_	0	0	0				0	-	0	0	0
												_					
4	宮城県	65	0	0	0		0	4	0				0		0	0	0
5	秋田県	7	0	0	0		0	0	0	0			0		0	0	0
	山形県	62	1	0	0		0	0	0				0		0	0	0
	福島県	43	28	0	0		0	0	0	0			0		0	0	0
8	茨城県	17	5	0	0		0	0	0			_	0		0	0	0
9	栃木県	3	0	0	0		0	0	0	0		-	0		0	0	0
10	群馬県	6	0	0	0		0	0	0	0	0		0		0	0	0
11	埼玉県	124	30	0	0	0	0	200	0	1	1	0	0	0	0	0	0
12	千葉県	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	東京都	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	神奈川県	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	新潟県	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	50	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	36	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	愛知県	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	三重県	45	24	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	滋賀県	36	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	14	0	0	0		0	8	0			_	0		0	0	0
27	大阪府	95	0	0	0		0	0	0	0	0		0		0	0	0
28	兵庫県	56	17	0	0		0	0	0				0		0	0	0
	奈良県	6	0	0	0		0	0	2	0			0		0	0	0
30	和歌山県	6	0	0	0		0	9	0	0			0		0	0	0
31	鳥取県	0	0	0	0		0	0	0				0		0	0	0
32	島根県	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0		0	0	0
33	岡山県	70	1	0	0		0	0	0				0		0	0	0
34	広島県	69	10	0	0		0	0	0		0	_	0		0	0	0
	山口県	20	0	0	0		0	0	0	0			0		0	0	0
	徳島県	15	0	0			0	0		0			0			0	0
													0		0	0	0
37	香川県	14	0	0	0		0	0	0								0
38	愛媛県	0	0	0	0		0	6	0				0			0	0
39	高知県	0	0	0			0	0	0				0			0	0
40	福岡県	1	0	0			0	0	0			_	0			0	0
41	佐賀県	28	0	0	0		0	0	0				0			0	0
42	長崎県	0		0			0	0	0				0		0	0	0
43	熊本県	0	0	0			0	0	0				0		0	0	0
44	大分県	11	3	0			0	0	0			_	0			0	0
45	宮崎県	45	35	0	0		0	0	0			-	0			0	0
46	鹿児島県	2	0	0	0		0	0	0	0			0		0	0	0
47	沖縄県	1	1	0			0	0	0				0		0	0	0
	合計	1,470	216	0	0	0	0	267	2	4	1	0	0	0	0	0	0

注 建設リサイクル法合同パトロール時を除く。

表 14 平成30年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況(単位:件) その2

				笙-	- 插蛙完	'制品廢	棄等実施		<u> </u>			特定	解休丁]	重元語:	業者(事務	所)	
				ऋ	1至1寸人	.衣吅冼	未可大心		美地調査			1寸足.	h+ h	デル明ス	本日 (予切		実地調査
	都道府県							正思いっ								圧感のラ	
	即是形外	立入 検査	指導• 助言	勧告	命令	報告 徴収		実施主体 が自治体		立入 検査	指導• 助言	勧告	命令	報告 徴収		実施主体 が自治体	実施主体 が協議会 等
1	北海道	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
2	青森県	4	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
3	岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
4	宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
5	秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
6	山形県	2	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
7	福島県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
8	茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
9	栃木県	1	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
10	群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
11	埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
12	千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
13	東京都	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
14	神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
15	新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
16	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
17	石川県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
18	福井県	2	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
20	長野県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
21	岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
22	静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
23	愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
24	三重県	1	1	0	0	0	0	0	0		0					0	0
25	滋賀県	1	1	0	0	0	0	0	0		0					0	0
26	京都府	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
27	大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
28	兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
29	奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
30	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
31	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
32	島根県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
33	岡山県	1	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
34	広島県	1	1	0	0	0	0	0	0		0					0	0
	山口県	0			0	0	0	0			0					0	
	徳島県	0				0	0	0			0					0	
37	香川県	0				0	0	0			0					0	
38	愛媛県	0			0	0	0	0	0		0					0	
39	高知県	0			0	0	0	0			0					0	
40	福岡県	0				0	0	0			0					0	
41	佐賀県	1	0			0	0	0			0					0	
42	長崎県	0				0	0	0			0					0	
43	熊本県	0				0	0	0			0					0	
44	大分県	0			0	0	0	0			0					0	
45	宮崎県	0				0	0	0			0					0	
46	鹿児島県	0			0	0	0	0			0					0	
47	沖縄県	0			0	0	0	0			0					0	
	合計	14	3	0	0	0	0	0	0		0					0	0

注1 建設リサイクル法合同パトロール時を除く。

注2 網掛け部分は調査対象外。

表 15 平成30年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況(単位:件) その3

		特定解体工事元請業者(解体現場)						第一種フロン類引渡受託者									
									美地調査								実地調査
	都道府県	立入 検査	指導· 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し等	実施主体 が自治体	実施主体 が協議会 等	立入 検査	指導· 助言	勧告	命令	報告徴収		実施主体 が自治体	実施主体 が協議会 等
1	北海道		0					0	0	0		0	0	0		0	0
2	青森県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
3	岩手県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
4	宮城県		0					0	0	0		0	0	0		1	0
5	秋田県		0					0	0	0		0	0	0		0	
	山形県		0					0	0			0	0	0		5	
7	福島県		0					22	0			0		0		0	
	茨城県		0					0				0	0	0		0	
9	栃木県		0					0				0	0	0		0	
	群馬県		0					0				0	0	0		0	
	埼玉県		0					15	0			0	0	0		0	
	千葉県		0					0	0			0	0	0		0	
13	東京都		0					176	0			0	0	0		0	
	神奈川県		0					0	0			0	0	0		0	
	新潟県 富山県		0					0				0	0	0		0	
16 17	石川県		0					0	0			0	0	0		0	
18	福井県		0					0				0		0		0	
	山梨県		0					0	0			0	0	0		0	
20	長野県		0					0	0			0	0	0		0	
	岐阜県		0					0				0		0		0	
22	静岡県		0					0	0			0	0	0		0	
_	愛知県		0					23	0			0	0	0		0	
24	三重県		0					0				0	0	0		0	
	滋賀県		0					0				0	0	0		0	
26	京都府		0					0				0		0		0	
	大阪府		0					0		0		0	0	0		0	
	兵庫県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
29	奈良県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
30	和歌山県		0					21	0	3		0	0	0		0	0
31	鳥取県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
32	島根県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
33	岡山県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
34	広島県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
	山口県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
36	徳島県		0					0				0				0	
37	香川県		0					0			_	0		0		0	
38	愛媛県		0					0				0	0	0		0	
39	高知県		0					0				0		0		0	
40	福岡県		0					0				0		0		0	
41	佐賀県		0					0				0		0		0	_
42	長崎県		0					0				0		0		0	
43	熊本県		0					0				0		0		0	
44	大分県		0					0			_	0		0		0	
45	宮崎県		0					0				0		0		0	
46	鹿児島県		0					0				0		0		0	
47	沖縄県		0					0				0		0		0	
	合計		0					257	0	4		0	0	0		6	0

注1 建設リサイクル法合同パトロール時を除く。

注2 網掛け部分は調査対象外。

表 16 平成30年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況(単位:件) その4

	7074																
				第一	-種フロ	ン類充	塡回収業:	者						合計			
								任意の乳	美地調査							任意の乳	美地調査
	都道府県																
		立入	指導•	勧告	命令	報告		実施主体	実施主体 が協議会	立入	指導·	勧告	命令	報告	登録の		実施主体 が協議会
		検査	助言	此月口	HI II	徴収	取消し等	が自治体	等	検査	助言	E/J []	HI1 I1	徴収	取消し等	が自治体	等
_	JI. V− V *	- 1						0		40						00	·
1	北海道	1	1	0	0	0	0	2	0		1		0			38	0
2	青森県	7	5	0	0	0	0	0	0	28	8	0	0	0	0	0	0
3	岩手県	4	2	0	0	0	0	0	0	68	19	0	0	0	0	0	0
4	宮城県	5	1	0	0	0	0	2	0	70	1	0	0	0	0	7	0
5	秋田県	38	0	0	0	0	0	0	0	45	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	21	2	0	0	1	0	1	0	85	3	0	0	1	0	6	0
7	福島県	26	19	0	0	0	0	0	0	69	47		0		0	22	0
8	茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0		5		0		0	0	0
9	栃木県	17	0	0	0	0	0	0	0		0	-	0		0	0	0
10	群馬県	1	0	0	0	0	0	0	0	7	0		0		0	0	0
11	埼玉県	33	11	0	0	0	0	0	0	158	42	0	0	0	0	215	0
12	千葉県	84	0	0	0	0	0	0	0	125	0	0	0	0	0	0	0
13	東京都	4	0	0	0	0	0	0	0	55	0	0	0	0	0	176	0
14	神奈川県	112	0	0	0	0	0	0	0	198	0	0	0	0	0	0	0
15	新潟県	75	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	15	0	0	0	0	0	0	0	23	0		0		0	0	0
_	石川県	22	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0	0	0
				0	0		0					-					
	福井県	3	0			0		0	0	6	0	-	0		0	0	0
19	山梨県	26	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0	0	0
20	長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	50	6	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	68	0	0	0	0	0	0	0	104	1	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	8	6	0	0	0	0	0	0	11	8	0	0	0	0	0	0
23	愛知県	74	0	0	0	0	0	0	0	304	0	0	0	0	0	23	0
24	三重県	30	4	0	0	0	0	1	0	76	29	0	0	0	0	5	0
25	滋賀県	46	16	0	0	0	0	0	0	83	49	0	0	0	0	0	0
26	京都府	5	0	0	0	0	0	4	0		0		0		0	12	0
27	大阪府	27	0	0	0	0	0	0	0	122	0		0		0	0	0
28	兵庫県	33	32	0	0	0	0	0			49	-	0		0	0	0
									0								0
29	奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0		0		0	0	2
30	和歌山県	29	0	0	0	0	0	0	0	38	0		0		0	30	0
31	鳥取県	1	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0
32	島根県	3	1	0	0	0	0	1	0	3	1	0	0	0	0	1	0
33	岡山県	9	3	0	0	0	0	0	0	80	4	0	0	0	0	0	0
34	広島県	94	28	0	0	0	0	0	0	166	39	0	0	0	0	0	0
35	山口県	40	24	0	0	0	0	0	0	60	24	0	0	0	0	0	0
	徳島県	0		0		0	0	0	n	15			0				n
37	香川県	23	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0	0	0
38	愛媛県		8	0	0	0	0	0	0				0				0
		38															
39	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0				0			0	0
40	福岡県	0		0	0	0	0	0	0		0		0			0	0
41	佐賀県	20	0	0	0	0	0	0	0				0			0	0
42	長崎県	72	11	0	0	0	0	0	0	72	11	0	0	0	0	0	0
43	熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	大分県	39	7	0	0	0	0	0	0	50	10	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	45	35	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0			-	0		0	0	0
	沖縄県	47	33	0	0	0	0	2	0			-	0		0	2	0
	合計	1,200	215	0	0	3	0	13	0	2,692	435	0	0	3	0	543	2

注 建設リサイクル法合同パトロール時を除く。

(2) 第一種特定製品管理者への立入検査先の選定方法(表 17)

第一種特定製品管理者への法に基づく立入検査は1,470件(表10参照)であり、立入先については、年間検査計画や検査要領等に基づき選定する場合と、他法令の立入検査に併せて選定する場合が多い。また、その他として、高圧ガス保安法に基づいて届出を行っている事業者から選定する方法等がみられた。

表 17 第一種特定製品管理者への法に基づく立入検査の実績がある場合の立入先選定方法

(単位:件)

	年間立入検査計画 や立入検査要領等 に基づき選定	粉工会儿五人宝态			その他
全国計	23	22	20	11	4

(3) 第一種特定製品管理者への立入検査を行わなかった理由(表 18)

第一種特定製品管理者への法に基づく立入検査を行わなかったのは8自治体であり、行わなかった理由としては、「通報や報告がなかったため」といった自治体や、「第一種特定製品管理者の把握が困難であるため」といった自治体がやや多かった。また、その他として、「令和元年度から立入計画を作成し、検査を行うこととしている」という理由があげられた。

表 18 第一種特定製品管理者への法に基づく立入検査を行わなかった理由(単位:件)

	立入検査を要する 不適正案件に関す る通報や報告等が なかったため	第一種特定製品管 理者の把握が困難 なため			その他
全国計	5	4	3	3	1

(4) 第一種特定製品廃棄等実施者への立入検査先の選定方法(表 19)

第一種特定製品等廃棄実施者への法に基づく立入検査は14件(表11参照)であり、立入先の選定方法は、他法令の立入検査と併せて実施される自治体や、不適正案件に関する通報や報告に基づき選定する自治体がみられた。また、その他として、「建り法届出において、規模の大きな工事を選定している」という理由がみられた。

表 19 第一種特定製品廃棄等実施者への法に基づく立入検査の実績がある場合の 立入先選定方法(単位:件)

	他法令の立入検査 と併せて実施	漏えい事故等の不 適正案件に関する 通報や報告等に基 づき選定	第一種特定製品管理者に対する立入検査と併せて実施	その他
全国計	5	4	1	1

(5) 第一種特定製品廃棄等実施者への立入検査を行わなかった理由(表 20)

第一種特定製品廃棄等実施者への法に基づく立入検査を行わなかったのは35自治体であり、行わなかった理由としては、「不適正案件に関する通報がなかったため」や「第一種特定製品廃棄等実施者の把握が困難であるため」といった自治体がみられた。

表 20 第一種特定製品廃棄等実施者への法に基づく立入検査を行わなかった理由(単位:件)

	立入検査を要する不 適正案件に関する通 報や報告等がなかっ たため			コール 耳 金みん ケース トロー	その他
全国計	26	19	7	6	4

(6) 法第45条第4項に規定する報告件数(表 21)(図 5)

平成30年度における法第45条第4項に規定する報告(引取証明書の未受領・虚偽記載に 関する報告)は3件あった。

表 21_ 「法第45条第4項」に規定する報告件数(単位:件)

都道府県	「法第45条第4項」に規定する報告件数	
北海道		0
青森県		0
岩手県		0
宮城県		0
秋田県		0
山形県		0
福島県		0
茨城県		0
栃木県		0
群馬県		0
埼玉県		0
千葉県		1
東京都		0
神奈川県		0
新潟県		0
富山県		0
石川県		0
福井県		0
山梨県		0
長野県		0
岐阜県		0
静岡県		0
愛知県		0
三重県		0
滋賀県		0
京都府		0
大阪府		0
兵庫県		0
奈良県		0
和歌山県		0
島根県		0
鳥取県		0
岡山県		0
広島県		1
山口県		0
徳島県		0
香川県		0
愛媛県		0
高知県		0
福岡県		0
佐賀県		1
長崎県		0
熊本県		0
大分県		0
宮崎県 鹿児島県		0
		0
沖縄県計		0
ĒΤ		3

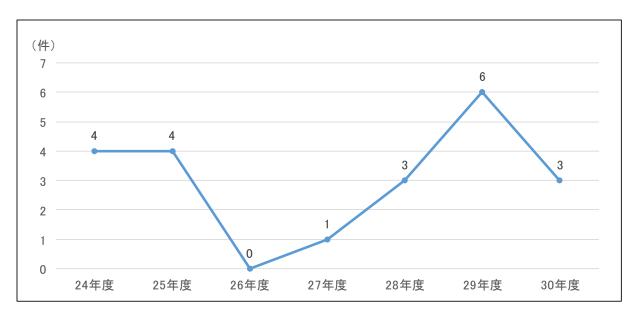


図 5 「法第45条第4項」に規定する報告件数の推移

(7) 法違反に対する告発件数

平成30年度において法違反に対する告発はなかった。平成22年度以降、法違反に対する 告発数は0件である。

(8) 立入検査方針や年間計画等の策定の有無等(表 22)

毎年度の目標数等を定めた立入検査方針や年間計画等をすでに策定しているのは26自治体、策定予定ありは11自治体、立入現場等で使用する立入検査要領やマニュアルをすでに 策定しているのは29自治体、策定予定ありは5自治体であった。

表 22 立入検査方針、年間計画、立入検査マニュアル等の策定状況

(単位:自治体数(複数回答))

	立入	検査方針・年間計	· ·画等		立入検査要領	頃・マニュアル	
	策定済み	策定予定あり	策定予定無し	策定済み	策定予定あり	策定予定無し	他のマニュアル等を準用
全国計	26	11	11	29	5	2	13

4. 他法令との連携状況

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)及び廃棄物の 処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)との連携(表 23)

39自治体において、建設リサイクル法等の他法令と連携した立入が実施されている。解体に係る届出の共有は、13自治体で当該自治体内のみ、25自治体で当該自治体内及び建設リサイクル法政令市等と行われている。また、12自治体で廃棄物処理法の不法投棄監視との連携が行われている。その他、建設リサイクル法合同パトロールとあわせてアンケート調査の実施や啓発チラシの配布をする場合もあった。

表 23 建設リサイクル法及び廃棄物処理法との連携(単位:自治体数(複数回答))

	建リ法等の他法令と	解体に係る届出の共有	解体に係る届出の共有	廃掃法の不法投棄	70/14	4+1-+-1
	連携した立入	(都道府県庁内のみ)	(都道府県庁舎内及び建リ法政令市等)※	監視との連携	その他	特になし
全国計	39	13	25	12	6	1

注 都道府県内の一部市区町村のみと共有しているものを含む。

(2) 建設リサイクル法第10条に規定する解体届の情報共有、活用の方法

i. 通常業務で解体届をどのように共有・活用等しているか(共有方法)(表 24)

建設リサイクル法第10条に規定する解体届の情報共有は、紙媒体・電子媒体による情報共有が35自治体、庁内LAN等の電子情報システム等での共有が8自治体であった。

表 24 通常業務で解体届をどのように共有・活用等しているか(共有方法)

(単位:自治体数)

	紙媒体・電子媒体による情報共有	庁内LAN等の電子情報システム等 による共有	その他
全国計	35	8	1

注 複数回答のため、表25と数値は一致しない。

ii. 通常業務で解体届をどのように共有・活用等しているか(共有頻度)(表 25)

建設リサイクル法第10条に規定する解体届の共有頻度は、定期的に情報共有をしている自治体(21自治体)や、届け出の内容に応じて必要な場合は情報共有をしている自治体(11自治体)がみられた。

表 25 通常業務で解体届をどのように共有・活用等しているか(共有頻度)

(単位:自治体数)

						1
	定期的	内容に応じて	届出の都度情報提供があり、 または、積極的な情報提供 はないが、常に閲覧可能	情報提供を求めた 場合に都度	建り法パト時のみ	その他
全国計	21	11	9	8	5	1

注 複数回答のため、表25と数値は一致しない。

iii. 通常業務で解体届をどのように共有・活用等しているか (活用方法) (表 26)

建設リサイクル法第10条に規定する解体届の活用方法は、フロン排出抑制法の立入検査や指導に活用している自治体(27自治体)や、他法令の立入検査や指導にも活用している自治体(23自治体)がみられた。

表 26 通常業務で解体届をどのように共有・活用等しているか(活用方法)

(単位:自治体数(複数回答))

	立入・指導の要否検討	他法令	その他
全国計	27	23	7

(3) 解体届の情報共有の実施が困難な理由や背景事情等 (表 27)

通常業務の中で解体届の情報共有を実施していないのは11自治体であり、理由や背景事情としては「情報を有効活用する仕組みがない」といった理由や、「情報精査が困難」といった理由が挙げられた。

表 27 解体届の情報共有の実施が困難な理由や背景事情等(単位:自治体数(複数回答))

	情報を有効活用す る仕組みがない	情報精査が困難	情報の集約 が困難	法的根拠 が不十分	部局間連携 が困難	その他
全国計	6	2	1	1	0	3

(4) 建設リサイクル法等と連携した建築物の解体工事における指導強化を促進していく 上での課題や支障となっている事項(表 28)

建設リサイクル法等と連携した建築物の解体工事における指導強化を促進していく上での課題や支障となっている事項について、「解体業者のフロン排出抑制法に対する認識不足」(35自治体)や、「解体届の届出時点で撤去済の場合が多く、適切なタイミングで指導することが難しい」(31自治体)といった理由が挙げられた。

表 28 建設リサイクル法等と連携した建築物の解体工事における指導強化を促進していく上で の課題や支障となっている事項(単位:自治体数(複数回答))

	フロン法の 認識不足	指導のタイミング が難しい	第一種特定製品の 記載項目がない	事前確認書の 保管義務無し	その他
全国計	35	31	28	17	4

(5) 建設リサイクル法及び廃棄物処理法を除く他法令・他部局等と連携していること (表 29)

34自治体で建設リサイクル法及び廃棄物処理法を除く他法令(大気汚染防止法、水質汚濁防止法等)・他部局等と連携を行っており、立入検査を他法令と併せて実施するほか、他法令の届出等の情報を共有し、指導監督に活用する自治体や、他法令に基づく指導監督の際に、法の周知を行う自治体がみられた。

表 29 建設リサイクル法及び廃棄物処理法を除く他法令・他部局等と連携していること

(単位:自治体数(複数回答))

									7 + (12 +2)	
			他法令(の立入検査と併t	せて実施					
	他法令・他部局等と 連携している自治体	大気汚染 防止法	水質汚濁 防止法	ダイオキシン類 特別措置法	高圧ガス 保安法	その他	普及啓発	情報共有	その他	連携無し
全国計	34	25	21	14	2	5	11	10	4	13

5. 条例等の制定状況、融資・助成制度の整備状況

(1) 条例等の制定状況(表 30)

フロン類回収等に関する条例を定めているのは18自治体である。

(2) 融資・助成制度の整備状況(表 31~表 32)

フロン類回収等に関する融資・助成制度を設けているのは、23自治体である。

表 30 フロン回収等に関する条例

初送位用		サに因りる木	
都道府県	条例の名称 	施行	特記事項
北海道	該当なし		
青森県	該当なし		
岩手県	該当なし		
宮城県	該当なし		
秋田県	該当なし		
山形県	該当なし		H14.10廃止
福島県	福島県生活環境の保全等に関する条例	H8.7.16	
茨城県	該当なし		
栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例(第54・55条)	H17.4.1	H29.4.1改正
群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例	H12.10.1	
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	H14.4.1	第4章フルオロカーボンの排出の抑制
千葉県	該当なし		
東京都	該当なし	H13.4.1	H27.3.31環境確保条例の条項削除
神奈川県	該当なし		H16.4.1該当条文削除
新潟県	該当なし		
富山県	該当なし		
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H16.4.1	
福井県	該当なし		
山梨県	該当なし		
長野県	地球温暖化対策条例	H18.3.30	H26.4.1改正
岐阜県	該当なし		
静岡県	該当なし		
愛知県	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施 行細則	H13.12.21	H27.3.31改正、 H27.4.1施行、一部様式はH28.4.1施行 H30.3.30改正、H30.4.1施行 H31.3.29改正、H31.4.1施行
三重県	該当なし		
滋賀県	滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例	H24.4.1	
京都府	京都府地球温暖化対策条例	H18.4.1	H22一部改正
大阪府	大阪府フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する 法律施行細則	H13.12.21	H27.4改称、一部改正
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	H8.7.1	
奈良県	該当なし		
和歌山県	該当なし		
鳥取県	該当なし		
島根県	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則(平成14年3月19日島根県規則第5号)フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則	H14.4.1	
岡山県	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に 関する法律施行細則(平成14年3月29日岡山県規則第49号)	H14.4.1	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則(H27.3.20改正 H27.4.1施行)
広島県	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施 行細則	H14.4.1	H27.3.31最終改正、H27.4.1施行
山口県	該当なし		
徳島県	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例	H29.1.1	第三章第四節フロン類の排出抑制等に係る対策
香川県	該当なし		
愛媛県	該当なし		
高知県	該当なし		
福岡県	該当なし		
佐賀県	該当なし		
長崎県	該当なし		
熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例	H17.3.24	
大分県	大分県生活環境の保全等に関する条例	H12.12.23	
宮崎県	該当なし		
鹿児島県	該当なし		
沖縄県	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施 行細則	H13.12.21	H27.3.17改正、H27.4.1施行

表 31 フロン類の回収に関する民間企業への支援制度 その1

	<u> </u>	31 / -	- / 794	回収に関する民間正未べ	「切又仮則及 ての」	
都道府県	制度名称	対象者	創設時期	制度の概要	融資(助成)内容	特記事項
北海道	北海道中小企業 総合振興資金融 資制度 (ステップアップ貸 付)	中小企業者等	平成9年度 ※H9~12:環境 保全施設整備資金 H13~:北海道中 小企業総合振興 資金	北海道内中小企業者等の経営基盤の強化や事業 の活性化を図ることによって、北海道内産業経済 の発展に資することを目的として設置。 〇融資対象者:環境への負荷を低減させる施設等 を導入する中小企業者等 〇対象施設:特定フロン等の転換・排出抑制・回 収施設	【融資金額】1億円以内 【融資期間】10年以内(うち据置1年以内) 【融資利率】 固定金利 3年以内・・年1.196 5年以内・・年1.396 7年以内・・年1.596 10年以内・・年1.796 変動金利 年1.196(融資期間が3年を超える取扱 の場合に限る) [担保及び償還方法】取扱金融機関の定めるところ	
青森県 岩手県	該当なし					
右于宗 宮城県	該当なし					
秋田県	該当なし					
山形県 福島県	該当なし 福島県環境創造 資金融資制度	中小企業者等	昭和51年	中小企業者等が行う環境保全のための施設等の 中小企業者等が行う環境保全のための施設等 物の処理のための施設の設置・改善等に必要な 資金を、県のあっせんにより取扱金融機関を通じて 融資する。 融資対象:オンン層保護対策施設 ①オゾン層破壊物質の使用を削減又は廃止する ために行う工場等の施設の新設又は改造。 ②オゾン層破壊物質の回収処理保管装置、破壊 処理装置の設置又は改造。	【限度額】 個人環境保全資金:3,000万円以内 共同環境保全資金:6,000万円以内 工等等転資金:3,750万円以内 【利率】 年1,3% 【信選期間】 7年以内(うち据置期間1年)	
茨城県	該当なし				【限度額】	
栃木県	栃木県環境保全 資金	中小企業者、中小企業団体	昭和45年 (プロン関連: 平成 9年)	公害防止施設の設置又は改善や環境の保全に資 する事業に対する融資(ノンフロン・低GWP物質を 使用した装置、フロン類の充填回収装置の設置又 は購入)	「機関集制」 所要経費の90%以内で、公害防止施設の設置又 は改善その他公害防止に資する事業及び環境の 保全に資する事業は、100万円以上1億円以下 (利率) (有) (報) (報) (報) (報) (報) (報) (報) (報	
群馬県	公害防止施設整備資金	中小企業者、中小企業団体	平成元年度	県内で公害防止施設の整備、公害防止のための 工場移転、土壌・地下水汚染防止対策を行う場合 に利用できる融資制度 (フロン類の回収再利用施設等)	円 限度額 5,000万円(知事特認あり) [利率] 年1,796(信用保証付きは 責任共有制度対象外で 年1,396、責任共有制度対象で1,496) (償週期間] 7年以内(うち据置期間1年) 移転は10年以内(うち据置期間1年) 「限度額]	
埼玉県	環境みらい資金	中小企業者(県内)	平成6年度	環境改善施設(フロンの代替・回収・破壊装置)等 に対する貸付	「成長前] (徳5千万円(一部を除く) [利率] 年1,26%又は年0,96% (償還期間) 7年又は10年	
千葉県	千葉県中小企業 振興資金(環境 保全資金)	中小企業者	平成22年	フロン代替施設への転換、新設、放出防止のため の施設の密閉構造化、使用量を減少させる施設 (プロン回収施設を含む)の設置	【限度額】 1中小企業等 5,000万円(他の補助金額を除く) 【利率】 年1996以下(借入期間に応じて異なる) 【優週期間】 設備資金 10年以内	
東京都	省エネ型ノンフロン機器普及促進 事業	中小企業者及び個 人事業者(リース する場合も含む)	平成31年4月	省エネ型/ンフロン冷凍冷蔵ショーケースの導入 に対して、設置に係る経費を補助	【補助額】設置に係る経費の1/3 【限度額】1台あたり500万円、1事業者あたり1500 万円	
神奈川県	業制度融資 (事業振興資金)	中小企業者、協同 組合等 およびNPO法人	平成4年4月	フロン回収再利用設備の設置、改善に対応して融 資	【限度額】 2億円 (利率】 1年以内: 年1.6%以内(固定金利) 1年起10年以内: 年2.6%以内(固定金利)または金 融機関の短期プライムレート+0.8%以内(変動金 利) ただし、信用保証を付けない場合は金融機関所定 (償還期間】 10年以内	
新潟県	該当なし					
富山県	富山県中小企業 環境施設整備資 金融資	(1) 富山県内に工 場又は事業場を有 し、事業を営んでい る者 (2) 中小企業基本 法第2条(中小企 業者の範囲) に該 当する者 (3) 県税を完納し ている者	昭和46年4月 (フロン関連:平成 7年6月)	オゾン層を破壊する物質の排出の抑制及び使用 の合理化のために必要な施設の整備等に要する 資金融資	【限度額】 個別3,000万円 団体5,000万円 [利率] 年1,65以内 【償還期間】 7年以内(うち据置期間1年)	
石川県福井県	石川県環境保全 資金融資制度 該当なし	1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、 県税の滞納がない中小企業者並びに その団体	平成7年度	フロン回収設備の整備に対して融資する	【限度額】 5.000万円 【利率】 年1.6096 【億遠期間】 10年以内(据置なし)	
山梨県	山梨県商工業振興資金融資制度	中小企業者	平成5年4月	代替フロン・脱フロンのための設備整備に要する 資金	【限度額】 5,000万円 [利率】 年1,8%(責任共有1,8%) [償還期間] 7年以內(うち据置期間1年)	
長野県	該当なし					
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

表 32 フロン類の回収に関する民間企業への支援制度 その2

# 20 1		1	× 32 /	- v 794 v /	凹収に関する氏間正果。	NV 又仮 同及 て 072	
변度	都道府県	制度名称	対象者	創設時期	制度の概要	融資(助成)内容	特記事項
(本語)	岐阜県	資制度 (元気企業育成 資金 新エネル ギー等支援資		平成16年		【利率】年1.3%(償還期間が10年を超える場合年 1.7%)	
	静岡県		中小企業者、組合	昭和51年4月	廃止するための代替装置の設置及び回収・再生・ 破壊装置等の設置等を含む)に関する経費等を対	1企業5,000万円 [利率] 年1.9% [償還期間]	
第四人以下規令		適応資金融資制 度(パワーアップ	中小企業者	昭和40年	公害を防止するために必要な施設(有害ガス(特定フロン等含む)除去施設)の設置及び改善に要	億5000万円 [融資期間/利率] 1年超5年以内/年 1.1 %以内、5年超7年以内/年 1.2 %以内、7年超10年以内/年 1.3 %以内 [利子補給率] 支払利子額の60 % ※ただし、融資額5000万円(又は7,000万円)を上	県環境対策資金融資
大阪商		該当なし(平成16 年度に一般施策					資制度(平成5年創設) が平成16年度より見直
	大阪府						しされたもの。
和政山県中小企業有信用 (内) 中小企業有信用 (内) 中小企業有。 (日) 中小企业企业的 (中) 中小企业企业的 (中) 中小企业企业的 (中) 中小企业企业的 (中) 中小企业企业的 (中) 中小企业企业的 (中) 中小企业企业的 (日) 中心企业企业的 (日) 中心企业的 (日) 中心企业的 (日) 中心企业企业的 (日) 中心企业企业企业企业企业企业企业企业企业企业企业企业企业企业企业企业企业企业企业	兵庫県	兵庫県地球環境 保全資金融資制 度 (環境保全グリー ンエネルギー設 備設置資金)	中小企業者	平成7年度	の代替及び回収・破壊設備を設置する資金を融資	1億円 [利率] 年0.7% [償還期間]	
無当日	和歌山県	和歌山県中小企 業融資制度(振 興対策資金環境		平成27年9月		5,000万円以内 [利率] 年1.80%以内 [融資期間]	
田山県 新工本・環境対策 環境保全を行う中 中成21年度 対応 対応 対応 対応 対応 対応 対応 対							
原義県 独立し 地球にやさしい頃 地球にやさしい頃 地球にやさい頃 地球にやさい頃 地球にやさい頃 地球にやさい頃 東京10年4月1日 東南に必要な変更を整備する中小会 (無度額]300万円 (利車)1年20% (無度額]10年3月1日 東南に必要な資金を融資する。 (無度額] (制車)1年20% (無度額] (別のの万円 (利車)1年20% (無度額] (別のの万円 (利車)1年20% (共産額)1月1日 (日本23% 以内(信用保証協会保証2.3% 以内(信用保证的表) (同度額] (同度額) (同意以内(自定以内(自定以内(自定以内(自定以内(自定以内(自定以内(自定以内(自定		新エネ・環境対策		平成21年度		1億円 [利率] 責任共有制度対象 年2.00%(変動金利) 責任共有制度対象外 年1.85%(変動金利) [償還期間]	
世紀下や立し、城 中小企業者、組合 平成10年4月1日 環境保全のために必要な施設を整備する。	広島県	該当なし					廃止
電島県 護島県護境会全 施設整備等金を し、1年以上同一事 平成10年度 別境保全事業に必要な資金を融資する。	山口県	地球にやさしい環 境づくり融資制度	中小企業者、組合	平成10年4月1日		【利率】年2.0% 【償還期間】5年以内(うち据置期間1年)	
番川県環境保全 中小企業者(県内) 中小企業者(県内) 中小企業者(県内) 中小企業者(県内) 中小企業者(県内) 中小企業者(県内) 中小企業者(県内) 中小企業者(県内) 中小企業者(県内) 中小企業者、環境保全資金を設備など。) 中小企業者、環境保全資金融資制度 中小企業者、環境保全が設備など。) 中小企業者、環境保全が設備など。) 中小企業者、環境保全が設備など。) 中小企業者、環境保全が設備など。) 中小企業者、環境保全が設備など。) 中小企業者、環境保全が設備など。) 中小企業者、環境保全が設置した。 中小企業者、環境保全が設定を設備する。 中小企業者、中小企業者、中小企業者、中小企業者、中小企業者、中小企業者、中小企業者、中小企業者、中小企業者、中小企業者、中小企業者、中小企業者、中小企業者の設定を必要が定定回収装置及びボンベ 所入費並びに回収装置及びボンベ 所入費並びに回収装置及びボンベ 所入費並びに回収装置及びボンベ 所入費並びに回収装置及びボンベ 所入費が設置を関係の導入に対 人のの万円 を実際 該当なし 関連・平成 介生) 中小企業者の政治を心援する融資制度 (限度額) 1億5,000万円 (運転資金・設備資金) 中小企業者の政治を心援する融資制度。 ※重点産業分野(※)における中小企業者の政治を心援する融資制度。 ※重点産業分野(※)における中小企業者の政治を心援する融資制度。 ※重点産業分野(※)における中小企業者の政治を心援する融資制度。 ※重点産業分野(高) 1億5,000万円 (運転資金・設備資金) (利率) 中小企業者の政治を心援する融資制度。 ※重点産業分野(自動車、電子、食品、環境・新工 ネルキー・健康・医療・バイオ、航空機関連産業) 「電気のの万円(運転資金・設備資金) (利率) 中、中、企業者の政治を心援する融資制度。 ※重点産業分野(自動車、電子、食品、環境・新工 ネルキー・健康・医療・バイオ、航空機関連産業) 「最近期間24月以内) 設備15年以内(うち据置期間24月以内) 設備15年以内(うち居置期間24月以内) 設備15年以内(うち居置期間24月以内) 設備15年以内(55居置期間24月以内) 設備15年以内(55居置期間36月以内)	徳島県		し、1年以上同一事 業を営んでいる等 の会社及び個人な	平成10年度		5.00万円 【利率】 年2.35%以内(信用保証協会保証2.3%以内) 【償還期間】 7年以内(うち据置期間1年) 【対象施設】	
 愛媛県環境保全 資金融資制度 保全施設を設置しようとする者 ア成11年度 フロン等を回収し、又は処理する設備の導入に対 する資金の負付 「利率] (利率] (高速期間) (高速期間) (1年度) (高速期間) (1年度) (1年度)	香川県	施設整備資金融	中小企業者(県内)	平成13年度	減など環境保全対策のための施設(※)の設置・ 改善等に要する資金を融資する。 (※ オゾン層保護対策のためオゾン層保護法に 規定する特定物質の排出を防止するために必要	5.00万円 【利率】 10年以内 年1.60% 10年超15年以内 年1.90% 【償週期間】 115年以内(うち据置期間1年以内)	
福岡県環境保全 施設等整備資金 企業団体 中小企業者、中小 公業団体 (フロン関連:平成		資金融資制度	保全施設を設置し	平成11年度		5,000万円 [利率] 年1,70% 【償還期間】	
佐賀県 該当なし 接当なし 接当なし 接当なし 接当なし 接当なし 接当なし 接当なし 接		福岡県環境保全 施設等整備資金		(フロン関連:平成			
版本県 該当なし 大分県 該当なし 医過程		該当なし					
大分県 該当なし							
落崎県 該当なし							
	宮崎県	該当なし 観光・ものづくり			中小企業者の取組を応援する融資制度。 ※重点産業分野(自動車,電子,食品,環境・新エ	1億5,000万円(運転資金・設備資金) [利率] 年1.7%~年2.3% [償還期間] 運転7年以内((うち据置期間24月以内)	
	沖縄県	該当なし					

6. フロン類回収等推進協議会

フロン類回収推進協議会については、活動しているのが9自治体、休止しているのが16 自治体、廃止となっているのが22自治体である。活動中の主な内容は、フロン類の回収及 び処理に関する現状や課題の共有、普及啓発等である。